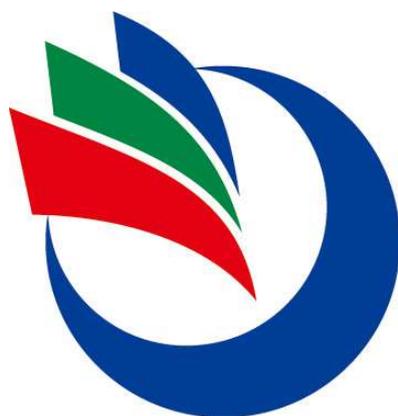


上毛町スポーツ推進計画



令和3年3月
上毛町教育委員会

上毛町スポーツ推進計画 目次

第1章 上毛町スポーツ推進計画の概要

- 1-1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 1-3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 スポーツの定義・意義と役割

- 2-1 スポーツの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2-2 スポーツの意義と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 上毛町のスポーツを取り巻く現状と課題

- 3-1 上毛町における社会情勢の動向・・・・・・・・・・・・ 4
- 3-2 上毛町におけるスポーツの現状と課題・・・・・・・・ 4

第4章 上毛町スポーツ推進計画の基本的な考え方

- 4-1 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4-2 計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第5章 スポーツ推進に向けた施策

- 5-1 スポーツの普及と発展による交流の促進・・・・・・・・ 6
- 5-2 スポーツを通じた健康づくり・地域づくりの推進・・ 7
- 5-3 スポーツ施設の整備・管理運営体制の見直し・・ 8

第6章 実現に向けた各主体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第7章 計画の推進体制と評価・見直し

- 7-1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 7-2 計画の評価・見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第1章 上毛町スポーツ推進計画の概要

1-1 計画策定の趣旨

上毛町（以下、「町」という。）では、第2次上毛町総合計画（平成29年度～令和8年度）において、「みんなが輝くまち上毛」を将来像に掲げ、町に住む人や訪れる人など、みんなが輝けるようにするために「子どもが輝くまちへ」「たくさんの人で輝くまちへ」「心から笑顔で輝くまちへ」「輝くまちの基盤づくり」を4つの基本目標として設定し、地域と連携した取組を進めています。

とりわけ、スポーツ活動の振興については「たくさんの人で輝くまちへ」に位置付けられ、生涯スポーツの推進及び地域コミュニティの醸成に力点を置くことで、心身の健康保持はもとより、スポーツを通して住民同士のつながりや生きがいづくりなど、コミュニティの形成に寄与する施策を展開しています。その中で、スポーツの持つ役割は地域社会を築く上で必要不可欠だとの認識は徐々に広がりを見せています。

これまで、国においては「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）」が制定され、平成24年3月には、同法第9条に基づき「スポーツ基本計画」が策定されました。この計画では、現代社会の中でスポーツの果たす役割の重要性が示され、平成29年3月には、スポーツによる健康増進や地域活性化など、従来の枠組を超えた異分野との積極的な連携・協働を推進することを明記した「第2期スポーツ基本計画」が策定されました。

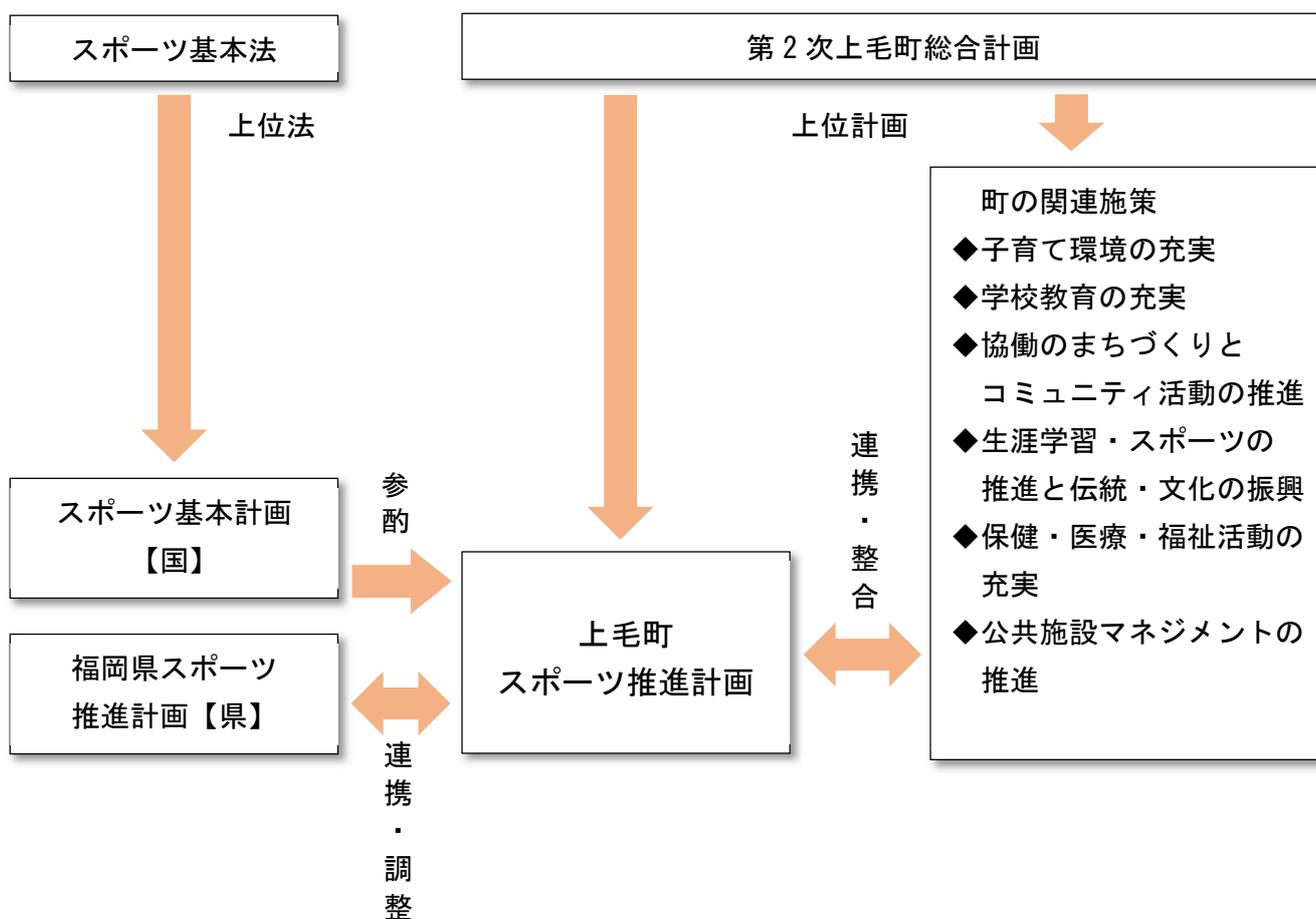
町においては、個人の価値観の多様化などを背景に、生涯にわたって自己啓発を続けようとする意識の高まりに応じて「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」学ぶことができる生涯学習推進体制の充実を図るとともに、自ら「する」スポーツ、地域の大会やプロの試合を「みる」スポーツ、地域で子どもを指導するなど「ささえる」スポーツなど広がりを見せるスポーツについて、様々な関係団体・機関等と連携を図りながら、地域社会に根差した生涯スポーツの推進体制の確立を目指していきます。

このような背景を踏まえ、これまでのスポーツ振興の施策を継続・充実させる中で、住民がスポーツに親しみ、誰もが気軽に生涯にわたって取り組むことができる環境の整備に向けて「上毛町スポーツ推進計画」を策定します。

1-2 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第10条に基づく本町のスポーツ推進に関する計画であり、国の「スポーツ基本計画」を参酌し、県の「福岡県スポーツ推進計画」と連携して本町の実情に即したスポーツの推進に関する理念や方向性を示すものとして策定するものです。

また、町の最上位計画である「第2次上毛町総合計画」やその他関連計画を踏まえ、生涯スポーツ活動をより具体的に推進するための計画として位置付けることとします。



1-3 計画の期間

計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。ただし、計画期間中であっても、スポーツを取り巻く環境の変化などにより、必要に応じて見直すこととします。

第2章 スポーツの定義・意義と役割

2-1 スポーツの定義

スポーツ基本法の前文において、スポーツとは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人または集団で行われる運動競技その他の身体活動である。」と定義されています。

これを踏まえ、本計画では「より身近で気軽に楽しめるもの」として、スポーツの定義を幅広く捉えることとします。

具体的には、ルールに則り勝敗や記録を競う競技種目だけではなく、健康づくりのためのウォーキングや介護予防のための運動など、様々な目的で行う身体活動の全てをスポーツとして捉えます。さらに、自らが体を動かして行う「するスポーツ」だけでなく、競技を観戦する「みるスポーツ」、地域で子どもを指導したり試合や大会などで審判等として関わったりする「ささえるスポーツ」も、スポーツとして捉えることとします。

2-2 スポーツの意義と役割

スポーツの意義は、スポーツ基本法に「スポーツは世界共通の人類の文化である」と明記されており、住民が生涯にわたり心身ともに健康的な生活を営む上で不可欠なものであるといえます。

また、スポーツは体力向上や健康増進をはじめ、生きがいつくりや仲間づくりなど、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、人を元気にし、地域を活性化する様々な効果が期待されます。

第3章 上毛町のスポーツを取り巻く現状と課題

3-1 上毛町における社会情勢の動向

町の人口は戦後、減少の一途をたどっており、昭和55年以降には、15～64歳の生産年齢人口と0～14歳の年少人口は減少する一方であるのに対し、65歳以上の高齢人口は増加し続けており、人口減少、少子高齢化が進行しています。

また、令和22年までの本町の人口推計の結果をみると、総人口は今後も減少を続け、令和7年からは高齢者数も減少し始め、本格的な人口減少局面となります。

こうした人口減少による様々な影響を回避するため、人口の現状と展望を提示する「上毛町人口ビジョン」と地域の実情に応じた施策の方針を示す「上毛町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成28年3月に策定し、「2040年人口目標10,000人」を掲げて住民と行政の協働により多様な定住促進施策や人口流出対策を進めています。

3-2 上毛町におけるスポーツの現状と課題

- ◆ スポーツ推進委員、体育協会及び加盟団体、並びにその他企業や個人のグループなど、様々な個人・団体が多方面で活動しています。

これらの個人・団体が連携して一体的にスポーツの普及と振興を図るためには、互いの活動を理解し協力を深めることが求められます。また、指導者やリーダーの育成などが重要であり、住民を対象とした普及活動に対する支援が必要です。

- ◆ 日頃からスポーツを通じて、年齢・性別を問わず心身の健康や活力をつけることが、健康増進や生活習慣病の予防にもつながるとされていますが、積極的に運動する人とそうでない人との二極化傾向が表れているため、ニュースポーツなど幅広い世代を対象に体を動かすきっかけとなる機会の提供や継続できる取組が必要です。

- ◆ スポーツ施設（学校体育施設を含む）は、日常的なスポーツや健康づくりの場として、多くの個人・団体に積極的に利用されています。

今後、利用者が快適に施設を利用できるよう、利用者の使いやすい運営に努めるとともに、長期的な展望を踏まえ、施設・設備の定期的な点検や修繕、計画的な改修や整備を進める必要があります。

【上毛町社会体育施設経過年数】（令和2年3月現在）

- ① 上毛町総合グラウンド 38年
- ② 上毛町農業者トレーニングセンター 40年（令和2年廃止）
- ③ 上毛町大池多目的運動広場 19年
- ④ 上毛町健康増進施設 39年

第4章 上毛町スポーツ推進計画の基本的な考え方

4-1 計画の基本理念

スポーツ基本法では「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」と明記されています。このような社会を実現するために国のスポーツ基本計画においては、住民一人ひとりが様々なスポーツ活動に自主的・主体的に関わっていくことが重要であるとしています。

本町においても、子どもから高齢者までの多様な世代やライフスタイルに応じて、気軽に参加でき生涯にわたって親しめるスポーツの普及や、スポーツを通じたふれあいについて、様々な関係団体・機関等と連携を図りながら地域社会に根差したものとします。

4-2 計画の基本方針

町スポーツ推進計画の基本理念を実現するため、以下の方針を定めます。

◆基本方針1 スポーツの普及と発展による地域間交流の促進

野球大会などの地域スポーツについては、地域間交流の拡大など、さらなる発展を図るとともに、積極的な参加促進に努めます。

また、ニュースポーツを普及させるため、指導者研修等への参加により、各種競技団体等と連携した指導者の育成に努めます。

◆基本方針2 スポーツを通じた健康づくり・地域づくりの推進

スポーツへの積極的な参加を促進するため、ライフステージに応じた各種スポーツ大会などの充実を図ります。

また、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象にスポーツイベントを行い、同時に健康づくりや仲間づくりの場となるよう事業の充実を図ります。

◆基本方針3 スポーツ施設の整備・管理運営体制の見直し

スポーツ・レクリエーション活動参加者の利便性や安全性の向上のため、老朽化した施設機能の計画的な改善を行い、生涯スポーツ環境を整備し、効率的な管理運営体制の確立に努めます。

第5章 スポーツ推進に向けた施策

5-1 スポーツの普及と発展による交流の促進

◆地域間交流としてのスポーツ参加機会の創出

地域スポーツの普及・振興を担う体育協会が地域や各種団体等と連携して開催するスポーツ大会に、より多くの住民の参加を促進するため、地域のスポーツ推進員を中心とした積極的な広報活動を行い、地域間交流の更なる拡大を図ります。また、地域の資源を生かしスポーツツーリズムの促進に取り組みます

- ・スイートコーンカップ
- ・軟式野球大会
- ・ソフトボール大会
- ・駅伝・走ろう会 など

◆ニュースポーツの普及

ニュースポーツは、レクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体運動であるため、子どもから高齢者まで幅広い層を対象とした取組が可能であり、健康増進や生活習慣病などの予防にもつながると考えられます。そこで、各種スポーツ団体の指導者等と連携してニュースポーツ大会を開催するなど普及に努めます。また、町のスポーツ活動の発展を担うスポーツ推進委員を中心に、ニュースポーツの研修や大会に積極的に参加し、指導者の育成に努めます。

- ・ニュースポーツ教室
- ・スキルアップ研修会

◆スポーツ団体の育成

スポーツ団体の一層の発展を図るため、全国大会などに出場する団体などに対する活動支援を行います。また、スポーツ振興等に貢献した住民や、スポーツ大会で顕著な成績を収めた住民などに対して表彰することで、住民の競技スポーツに対する意欲や関心を高め、各スポーツ団体への参加を促進します。

- ・上毛町体育協会表彰

◆スポーツ指導者の養成・確保

住民のスポーツ推進のための指導助言をはじめ、気軽に参加できるスポーツ教室の企画など、地域のスポーツ指導者となるスポーツ推進委員の活動を支援していきます。また、日常的な健康づくりから競技スポーツの技術力向上まで、幅広い取組を推進するために、専門家（講師やスポーツ選手等）を招聘したスポーツ大会を開催するなど、スポーツに関わる団体や個人の指導者養成・確保にも努めます。

- ・スポーツ推進委員会
- ・体育協会主催事業
- ・町主催スポーツ事業（ストリートサッカー大会など）

5-2 スポーツを通じた健康づくり・地域づくりの推進

スポーツが住民にとって身近なものとなり、運動習慣の定着を図るため、子どもから高齢者まで、ライフステージに応じた生涯にわたるスポーツ活動の推進を図ります。

◆幼児・児童期

子どもの発達段階に応じて、地域、学校、保育園等において、子どもがスポーツの楽しさや充実感等を実感できる環境づくりを進め、子どもの運動習慣の定着と体力・運動能力の継続的な向上を図ります。

◆青年期

次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、スポーツを通じて、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等の人格の形成に寄与します。

◆壮年期

仕事や家庭で中心的な役割を担う年代であることから、時間が限られている中でも手軽に取り組めるスポーツ活動の普及、促進を図ります。また、生活習慣病の予防及び改善のために意識的に体を動かすことを推奨します。

◆高齢期

健康長寿社会の実現に向け、フレイル予防、健康寿命の延伸を目的とした運動やそれぞれの年齢や運動能力に適したスポーツを推奨することでスポーツの習慣化を図るとともに、スポーツイベントの開催など仲間づくりの場を提供することで心身の健康づくりを進めます。

◆障がい者のスポーツ活動の促進

自分の体力や能力に応じて行えるスポーツやレクリエーションなどを紹介し、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽にスポーツ活動を行うことができる環境づくりを進めます。

◆地域コミュニティの醸成

人（世代、親子）や地域間の交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成します。

- ・子ども会におけるスポーツ活動の推進
- ・ニュースポーツ教室
- ・生涯学習講座による健康講座
- ・フレイル予防(運動)の啓発
- ・こうげ体操の普及
- ・高齢者及び障がい者福祉施設との連携
- ・社会福祉協議会との連携
- ・体育協会主催事業(駅伝大会など)

5-3 スポーツ施設の整備・管理運営体制の見直し

老朽化が進むスポーツ施設の計画的な整備改修に努め、現有施設の機能強化を図りながら、誰もが利用しやすいスポーツ環境の充実を図ります。

また、指定管理者等との連携を強化し、利用者のニーズに応じた運営を行います。

◆老朽化した施設機能の計画的な改善

町内のスポーツ施設について、住民が安心・安全にスポーツを楽しめるよう、老朽化した施設やスポーツ器具の補修を進めます。

- ・生涯スポーツと多様な交流を促進するコミュニティ型体育館の建設
※老朽化が進む2館（農業者トレーニングセンター及び健康増進施設）を集約
- ・多目的運動広場のナイター設備のLED化
- ・施設やスポーツ器具の適切な点検、修繕、更新

◆スポーツ施設の利用促進と利便性の向上

既存のスポーツ施設が効率的に活用され、より多くの住民にスポーツの機会が提供できるよう、予約のない時間帯の効率的な利用を促進します。

また、身近なスポーツ施設として一般開放を行っている学校の体育館やグラウンドについても、利用促進に向けた周知に努めることで、スポーツ施設の有効活用を推進し、スポーツに親しむ機会の充実を図ります。

- ・利用促進のための広報活動
- ・施設予約に係るオンラインシステムの構築

◆生涯スポーツ環境を整備し、効率的な管理運営体制の確立

施設の利用状況や課題等を指定管理者等と情報共有し、利用者のニーズに応じた運営に努めサービスの向上を図ります。

- ・利用者ニーズの把握
- ・子ども、高齢者、障がい者等に配慮した施設運営
- ・指定管理者等からの定期的な事業報告と点検
- ・運営や事業改善に係る指定管理者等との協議
- ・近隣市町との連携（定住自立圏等）

第6章 実現に向けた各主体の役割

本計画に掲げたスポーツ推進の目標、基本方針を実現するためには、行政のみならず、住民、体育協会、スポーツ推進委員、総合型スポーツクラブ、各スポーツ団体など、様々な関係団体・機関等との連携が必要となります。今後はこれら関係機関や団体との役割分担、協働、連携のもと、町のスポーツ推進に向けて計画を進めていきます。

◆行政

関係部署及び様々な関係団体・機関等と連携を図りながら、それぞれが主体的にスポーツに取り組めるように環境整備や助言などの支援を行うなど、きめ細かな施策推進が求められます。

◆住民

住民一人ひとりが心身の健康維持や体力づくりに関心を持ち、自分の体やライフスタイルに応じて、『する』『みる』『ささえる』など、それぞれの立場からスポーツに親しみ、スポーツを通じて積極的に人との交流や地域活動へ参加するなど、主体的に潤いのある生き生きとした生活を送ることが期待されます。

◆体育協会

町内各種関係団体との連携、協力のもと、住民がスポーツに参加できる機会を提供するとともに、指導者の育成などスポーツの裾野を拡げる役割が期待されます。

◆スポーツ指導者・スポーツ推進委員

スポーツの普及・啓発による地域におけるスポーツ活動のコーディネーター役（調整役）としての役割が期待されます。また、住民に身近な立場でスポーツを支える（育てる）指導者として、スポーツに関する知識や技術の習得のほか、性別や世代にあった適切な指導が期待されます。

◆総合型地域スポーツクラブ

幅広い世代の地域住民がスポーツに親しむことが出来るようニーズを把握し、様々なスポーツ活動を行う場を創出、提供することが期待されます。

また、町や教育機関と連携、協力し、地域住民がスポーツに親しむことのできる環境づくりへの取組が期待されます。

◆学校、保育園など

運動習慣を身につけるため、子どもの発達段階に応じて、学校体育やスポーツ活動を安全かつ効果的に推進することが期待されます。また、地域との連携により、地域が保有する資源（施設、人、情報）を有効活用しながら、生涯にわたりスポーツに親しむきっかけづくりの場を担う役割が期待されます。

◆企業

民間企業が保有する人材、施設、専門的なノウハウや資源の提供など、競技活動の支援、協力が期待されます。また、地域スポーツイベントへのボランティア派遣など、地域貢献活動が期待されます。

◆障がい者団体

行政やスポーツ関係者、福祉関係者との連携体制を築き、障がいの種類や程度に応じたスポーツ活動を楽しむことができる環境づくりへの取組が期待されます。

第7章 計画の推進体制と評価・見直し

7-1 計画の推進体制

本計画は、高齢者、障がい者福祉、健康づくり、子育て支援及び学校教育の関係部署と連携を密にしながら、住民を中心に、関係団体などと連携して推進していきます。

7-2 計画の評価・見直し

計画を着実に実施するため、事業の実施状況や効果などについて評価や検証を行いながら、必要に応じて見直しを行います。